

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公開番号】特開2006-24199(P2006-24199A)

【公開日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-004

【出願番号】特願2005-163963(P2005-163963)

【国際特許分類】

G 06 F 13/10 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/10 320 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月30日(2008.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一つのデバイス識別情報を取得するのに応じて、一つのインストール処理を起動するプラグアンドプレイ処理を実行可能な情報処理装置において、

周辺装置の接続に応答して、複数の論理インターフェースにそれぞれ対応する複数の構成情報を含む少なくとも一つのデバイス識別情報を取得する取得手段と、

前記周辺装置から転送されてくるデバイス識別情報を前記取得手段が取得するのに応答して、前記デバイス識別情報に含まれる構成情報を用いて、複数の論理インターフェースにそれぞれ対応する、前記複数のデバイスドライバのインストールの実行を制御するインストール制御手段と、

を含むことを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記情報処理装置は、ユニバーサル・シリアル・バスに規定される同一のクラスに属する複数の論理インターフェースを介して、前記周辺装置と通信することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記インストール制御手段は、前記複数のデバイスドライバをインストールするのに統いて、前記複数のデバイスドライバにそれぞれ対応する前記周辺装置の複数の機能を制御すべく、複数の論理インターフェースを設定することを特徴とする請求項1又は2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記周辺装置は、ファクシミリ機能、プリンタ機能を備え、

前記インストール制御手段は、ファクシミリ制御プログラム及びプリンタ制御プログラムをデバイスドライバとしてインストールするようオペレーティングシステムの実行を制御することを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項5】

一つのデバイス識別情報を取得するのに応じて、一つのインストール処理を起動するプラグアンドプレイ処理を実行可能な情報処理方法において、

周辺装置が接続されてくるのに応答して、複数の論理インターフェースにそれぞれ対応する複数の構成情報を含む少なくとも一つのデバイス識別情報を取得する取得工程と、

前記周辺装置から転送されてくるデバイス識別情報を前記取得工程が取得するのに応答して、前記デバイス識別情報に含まれるデバイス構成情報を用いて、複数の論理インターフェースにそれぞれ対応する、前記複数のデバイスドライバのインストールの実行を制御するインストール制御工程と、
を含むことを特徴とする情報処理方法。

【請求項 6】

ユニバーサル・シリアル・バスに規定される同一のクラスに属する複数の論理インターフェースを介して、前記周辺装置と通信する情報処理装置により実行される情報処理方法であることを特徴とする請求項 5 に記載の情報処理方法。

【請求項 7】

前記インストール制御工程は、前記複数のデバイスドライバをインストールするのに統いて、前記複数のデバイスドライバにそれぞれ対応する前記周辺装置の複数の機能を制御すべく、複数の論理インターフェースを設定することを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載の情報処理方法。

【請求項 8】

前記周辺装置は、ファクシミリ機能、プリンタ機能を備え、

前記インストール制御工程では、ファクシミリ制御プログラム及びプリンタ制御プログラムをデバイスドライバとしてインストールするようオペレーティングシステムの実行を制御することを特徴とする請求項 5 乃至 7 のいずれかに記載の情報処理方法。

【請求項 9】

情報処理装置に双方接続するための通信手段を有し、該通信手段は、機能ごとに複数の論理チャネルを用いて通信し、かつ、同一クラスに属する論理チャネルが二つ以上定義されていることを特徴とする画像処理装置。

【請求項 10】

前記インターフェース手段は、ユニバーサルシリアルバス(USB)通信規格に対応しており、前記各論理チャネルはUSBの論理インターフェースであることを特徴とする請求項 1 に記載の画像処理装置。

【請求項 11】

前記クラスとはプリンタクラスであり、かつ、前記識別子はデバイスID情報であることを特徴とする請求項 9 または 10 に記載の画像処理装置。

【請求項 12】

請求項 5 乃至 8 のいずれか一つに記載の方法をコンピュータに実行させることを特徴とする制御プログラム。